

野栄指揮 1

(軽自動車)

製造仕様書

令和 4 年度

匝瑳市横芝光町消防組合

目 次

第1章 概要

1 趣旨	1
2 関係法令等の適合等	1
3 仕様の変更	1
4 工事の施工等	1
5 提出書類	1

第2章 車体の構造及びぎ装関係

1 シャーシ	2
2 車体の構造	4
3 キャビン	4
4 ぎ装	4

第3章 電装関係

1 電装品	4
2 消防専用デジタル無線電話装置	5

第4章 塗装及び記入文字関係

1 塗装	6
2 記入文字等	6

第5章 検査

1 中間検査	7
2 完成検査	7
3 特別検査	8
4 実施方法	8
5 その他	8

第6章 補足

1 登録手続き	8
2 納入	9
3 その他	9
別表	1 1

第1章 概要

1 趣旨

この仕様書は、匝瑳市横芝光町消防組合（以下「当組合」という。）が令和4年度に製作する野栄指揮車（以下「車両」という。）のぎ装、性能その他車両の製作に関し必要な事項を定めるものとする。

2 関係法令等の適合等

車両についてはこの仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路交通法（昭和36年法律第105号）、その他関係法令等の規格、基準等に適合したものとする。

また、積載品及び付属品についても国又は消防庁で定める技術上の基準に適合したものとする。

3 仕様の変更

本車両のぎ装にあつては、使用の目的が十分達せられるよう承認を得てから制作すること。

また、仕様の変更を要するときは、当組合と協議の上、当組合に当該変更内容を記載した書面を提出し、承認を得た場合にのみ、当該変更をすることができる。

4 工事の施工等

受注者は、本仕様書に基づく工事が完全かつ強固に施工できるよう事前に検討を行った上で施工すること。

なお、受注者は、本仕様書を十分検討の上、契約するものとし、契約後における一切の疑義は、全て当組合の解釈に従うこと。

また、受注者は、契約締結後本仕様書について当組合担当職員と打合せを行い、仕様の細部について確認を行うこと。

5 提出書類

（1）受注者は、製作に先立ち、次に掲げる書類を各2部提出して当組合の承認

を得ること（最終打ち合わせ後１４日以内）。

ア 製作工程表

イ 製作図面（１／２０）

（ア）ぎ装外観５図面

（イ）電気配線系統図

（ウ）重量及び重心位置計算書（積算総重量表を含む）

ウ 諸元明細書（シャーシの仕様について、当組合の承認の上、用意すること）。

エ 車両価格内訳表

オ その他当組合が指示するもの

（２）製作中に提出する書類については、契約締結後に当組合担当者が指示する進捗状況を示す書類及び画像を定期的に提出すること。

（３）車両納入時に次のものを各３部（指示あるものはその数）製本、提出すること。

ア 完成図（１／２０）

イ 最終ぎ装５面図

ウ 最終電気配線図

エ 取付品及び付属品取扱説明書（１部）

オ 取付品及び付属品メーカー連絡先一覧表

カ 自動車検査証（写し）

キ 写真（記録媒体、前面・左右側面・後面・上部）

ク 緊急自動車等の指定申請（届出）書類一式

ケ その他当組合が指示するもの

第２章 車体の構造及びぎ装関係

１ シャーシ

（１）シャーシは、令和４年式とし、契約時最新の形式として自動車メーカーが公表した車両で、標準取付品が装備されているものであること。

（２）主要諸元

ア ボディ形状 スライドドア付５ドア

イ	全	長	3, 400 mm以下
ウ	全	幅	1, 480 mm以下
エ	全	高	1, 800 mm以上2, 000 mm以下
オ	ホイールベース		2, 430 mm以下
カ	エンジン		ガソリンエンジン
キ	総排気量		660 cc未満
ク	変速機		オートマトランスミッション
ケ	駆動方式		四輪駆動（切替式）
コ	乗車定員		4名（全席シートベルト付き）
サ	制動装置		ディスクブレーキ（ABS付き）
シ	タイヤ		純正ホイールキャップ付きスチール製ホイール オールシーズンタイヤ （トーヨータイヤ オープンカントリーRT 145／80R12）

（３）装備品

ア	パワーステアリング
イ	パワーウインドウ（前席）
ウ	後席手動式ウインドウ
エ	リア5面スモークガラス
オ	キーレスエントリー
カ	マニュアルエアコン
キ	SRSエアバッグ（前席）
ク	集中ドアロック
ケ	AM・FMラジオ（スピーカー内臓）
コ	サンバイザー（左右）
サ	サイドバイザー（樹脂製）
シ	ナンバーフレーム（前後）
ス	ドライブレコーダー（前用）

（４）付属品

ア	フロアーマット（前後席ゴム製）
---	-----------------

イ リア荷台ゴムマット（全面合成ゴムタイプ 3 mm）
ウ スペアタイヤ
エ 標準工具
オ 非常信号用具
カ 牽引ワイヤー（ソフト収縮タイプ）
キ 非常用停止板

2 車体の構造

- （１）車体の構造は、軽自動車で後部両側スライドドアを備えた 5 ドアとすること。
- （２）車体は、堅牢で十分な強度及び安定度を有し、機動性、耐久性、耐食性及び重量バランスに優れたもので、常時登録された車両総重量の状態において、充分耐え得るものであること。
- （３）ボディに取り付けるぎ装部品の取付けボルト、ナット、ビス、蝶番類は、全てステンレス製を使用することとし、貫通部分で危害を及ぼす部分は袋ナットを使用すること。
- （４）キャビンにぎ装を取り付ける場合は、外周から水の侵入を防ぐためシール剤を塗ってから取り付けること。

3 キャビン

- （１）キャビン前方に、消防章を設けること（別途協議）。
- （２）消火器は別途指定する場所に取り付けること。

4 ぎ装

キャビン内に、取付品、電装品及び消火器を体裁よく収納するため必要に応じてアルミ製又は木製の架台を製作し、取り付けること（位置、サイズ及び構造別途協議）。

第 3 章 電装関係

1 電装品

- (1) ギ装メインはシャーシのエンジンキースイッチ連動(A C C 兼用)とすること。電気機器及び各種灯火類の配線は、外部に露出しないようにし、車両のメインスイッチ(エンジンキー)を切ったとき、すべて回路となること。
なお、電装品を取り付ける際ヒューズボックスを増設し、取付機器は全てヒューズを通すこと(容量及び使用機器名を明記すること)。
- (2) 電子サイレンアンプ(パトライト製S A P - 5 2 0 F B)をダッシュボード付近に取り付けること。
- (3) ルームミラー付近にドライブレコーダーを取り付けること。
- (4) キャブルーフにL E D式散光式赤色警光灯(ウィレン製C V S 8 R 9 2 0・電子サイレンスピーカー内蔵)を車種専用ブラケット「C K - S」を使用し、取り付けること。ただし、取付け後の車検証上の高さを2,000mm以下とすること。
- (5) 散光式赤色警光灯及びL E D式警光灯は電子サイレンアンプのスイッチと連動すること。
- (6) 散光式赤色警光灯のパターン切替スイッチはトグル式とし、ダッシュボード付近に取り付けること(位置等別途指示)。
- (7) 散光式赤色警光灯の減光切替スイッチは設けないこと。
- (8) キャブフロントバンパー部にL E D式警光灯(パトライト製L P T - 1 M 1 - R)を2個取り付けること(位置等別途指示)。
- (9) 電気機器は雑音防止を施すとともに、スイッチ類で必要と思われるものにはリレーを設けること。

2 消防専用デジタル無線電話装置

- (1) 車載型デジタル無線電話装置(支給品)は、当組合が指定する車両から移設し、無線機本体、アンテナ、同軸ケーブル、送受信器(延長ケーブル含む)、車内拡声スピーカー及び外部切替装置等を取り付けること(外部スピーカーアンテナ等は新品とする)。
なお、取付け位置については別途協議とし、電源はA C Cを経由して直接バッテリーから取ることとし、電気回路の開閉が可能な機構とすること。
- (2) 車載型デジタル無線電話装置移設工事費用は、当組合が指定する業者が施

工するものとし、その費用は受注者の負担とすること。

(3) 車載型無線電話装置は、納車時に使用可能な状態にすること。

第4章 塗装及び記入文字関係

1 塗装

(1) 外板部塗装は、消防庁レッド又は同等品とし、別途指定する部分は202ブラックで塗装すること（別途協議）。

(2) 外板部は、特殊化学液にて錆落としの上、素地調整を行い、プライマー、パテ付き、水研ぎ、サーフェイサーを行った後、熱風乾燥炉にてよく乾燥させてから3回以上の吹付けを行い、再び熱風乾燥炉にて乾燥させ、磨き、艶出し仕上げを行うこと。

(3) その他の塗装する部分は、十分に素地調整を行った後、上塗りを3回以上行うこと。

(4) 塗装は、長期間の使用及び塩害（凍結防止剤）から車両を保護できるものであること。

なお、車両下回りは、塩害等から車両を保護するためのアンダーコーティング塗装を納車前に実施すること。

(5) その他特に指定のない部分は、当組合と協議すること。

2 記入文字等

(1) キャビン両側面ドアに「匝瑳市横芝光町消防組合」と記入とすること。

ア 書 体 丸ゴシック体（カッティングシール）

イ 書き方 横文字左書きで記入

ウ 字 色 白色（再帰性に富んだ反射材を使用）

エ 大きさ 別途指示

(2) 左右後部窓（三面）に「野栄分署」と記入すること。

ア 書 体 丸ゴシック体

イ 書き方 横文字左書きで記入

ウ 字 色 白色（再帰性に富んだ反射材を使用）

エ 大きさ 別途指示

オ 貼付け 別途協議

(3) 車両前部別途指定する場所に「野」と記入すること。

ア 書 体 丸ゴシック体

イ 字 色 白色

ウ 大きさ 別途指示

エ 貼付け 別途協議

(4) 別途協議の上、当組合の指定する文字及びデザインを施すこと。

(5) 各記入文字について配置、大きさ等について当組合と協議すること。

(6) 車両の両側面（キャビンを含む）及び後部に夜間における車両の視認性を向上させるため、再帰性に富んだ反射材を貼り付けること（形状及び貼付け位置は別途協議）。

(7) 各ドアには、夜間後方より視認できるよう再帰性に富んだ反射材を貼ること。

(8) 各種注意を喚起するコーションラベルを当組合が指示する場所又は必要と思われる場所に貼ること。

第5章 検査

1 中間検査

(1) 検査時期は、外部塗装前で各装備品が仮設置できる時点とし、検査場所にあつては、受注者の製造工場とすること。

指摘事項等については、受注者が速やかに改修、取付け等を行うこと。

(2) 隠ぺい部は中間検査時に、隠ぺいし、確認できない部分については、当該車両を確認できるよう写真及びデーターを制作順に記録して検査時に1部提出すること。

2 完成検査

納入時に納入場所において本仕様書、承認図等に基づき次に掲げる検査を実施すること。

(1) ギ装全般検査

(2) 取付品及び附属品検査

(3) 外観検査

(4) その他必要な検査

3 特別検査

上記以外に発注者及び受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとする。

4 実施方法

(1) 当組合に提出した製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を調整すること。

(2) 検査を受ける際は、実施予定日の14日前までに書面をもって当組合へ連絡すること。

(3) 検査にあつては、営業担当者及び設計担当者が必ず立ち会うこと。

(4) 検査不合格の場合は、不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出し、承認を受けること。

なお、承認を受けた事項については、14日以内に改善し、当組合へ改善完了の書類を速やかに提出すること。

また、完成検査における検査不合格は、再検査を受けること。

5 その他

(1) 上記の検査を通じて振動、異音、発熱等の異常を認めた箇所については直ちに修復の上、再検査を受けなければならないこと。

(2) 納入に至るまでの検査、故障、修理等に要した費用の一切は受注者の負担とすること。

第6章 補足

1 登録手続き

(1) 次に掲げる項目については受注者が代行し、検査等を伴うものにあつてはこれに合格した後、車両を納入すること。

ア 当組合が指定する車両の廃車手続き、引取り等については受注者の負担

で行うこと（移動等に伴う仮ナンバー等含む）。

イ 千葉県公安委員会の緊急自動車の指定申請（届出）に関すること。

ウ 関東陸運支局の車体検査登録に関すること。

エ 車輛の新規登録に係る重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル料については、当組合が負担すること。

（２）車両ナンバーについては登録時の西暦とすること。

2 納入

（１）次に掲げるとおり納入すること。

ア 納入場所 千葉県匝瑳市今泉 6 5 2 1 番地 8

匝瑳市横芝光町消防組合匝瑳消防署野栄分署

イ 納入期限 令和 5 年 2 月 2 8 日（火）

（２）車両及び積載品は、全て検査に合格したものを納入すること。

（３）エンジンキーは、リモコンキー 1 本、スペアキー 2 本納入すること。

（４）保証書、説明書等の資料は、一括保管できるようファイルした状態で 2 部提出すること。

（５）車両の燃料は、満タンの状態で納入すること。

（６）消防デジタル無線機の取り外しは当消防本部の敷地で実施するため、現有車の車検が切れた際の仮ナンバー等の費用は受注者が負担すること。

3 その他

（１）受注者は、納入車両及び資機材が長期間使用できるよう、細心の注意を払い製作し、納入するとともに、技術的提案を積極的に行うこと。

（２）設計及び製作に当たり権利上又はその他の問題が生じたときは、受注者の責任において、その責任を負うものとする。

（３）保証期間は、完成車の納入日から 1 年間（塗装、メッキは 2 年間）とする。

ただし、保証期間後であっても、設計及び工作の不良に起因する不具合が生じた場合は、無償で交換又は修理を行うこと。

（４）シャーシ及び機器のメーカーの保証期間が 1 年間を超える場合は当該メーカーの保障期間とすること。

- (5) 本仕様書に定めのない事項であっても、車両の製作上、当然必要と思われるもの及び受注者が公表している標準仕様のものについてはそれらを施工し、又は附属させるものとする。

なお、シャーシ及び機器のメーカーの標準仕様についても同様とすること。

- (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、必ず当組合と協議すること。

なお、当該疑義を協議せずに一方的に施工し、かつ、当組合の解釈と異なる場合は、当該施工は全て無効とし、再度当組合の解釈のとおり施工しなおすこと。

別表 取付品及び取付装置

番号	品 名	規 格	数量	摘 要
1	散光式警光灯	CVS8R 920 (CK-S 付き)	1 式	ウイレン製 車種専用ブラケット 減光無し パターン切替スイッチ 付き
2	電子サイレンアンプ (専用マイク付き)	SAP-520FB (SDM-10A 型)	1 式	パトライト製 マイク付き 延長コード含む
3	消防章		1 個	中央
4	LED 赤色点滅灯	LPT-1M1-R	1 式	パトライト製 フロントバンパー
5	消火器		1 式	車両用 ABC1.0Kg 取付け位置別途協議
6	ドライブレコーダー		1 式	前用
7	サイドバイザー	樹脂製	1 式	前後
8	ナンバーフレーム		1 式	前後
9	リア荷台ゴムマット	全面合成ゴムタイ プ 3 m m	1 式	
1 0	フロアマット	前後席ゴム製	1 式	
1 1	消防デジタル無線		1 式	移設（指定車両から新 規車両へ）

別表 付属品

番号	品名	規格	数量	摘要
1	牽引ロープ	1 トン以上	1 式	ソフトタイプ・ 収納袋付き
2	非常用停止板		1 式	